



Code of Conduct

BOSグループ行動規範

*focused on customer
- driven by innovations*

目次

本規範の目的	3
1. 一般要求事項	4
2. BOSでのリーダーシップと相互協力	5
2.1 個人責任	5
2.2 相互尊重	5
2.3 適正な労働条件	5
2.4 利益相反行為の回避	6
2.5 資産の取扱い	6
2.6 情報の取扱い	6
2.7 労働安全、健康および職場環境保護	6
3. BOSでの相互協力	7
3.1 仕入先選定基準	7
3.2 公正競争	7
3.3 競争および独占禁止法	7
3.4 贈与および不正利益等の規制	8
3.5 寄付	8
4. BOS行動規範の順守	9
4.1 BOS規則違反	9
4.2 問い合わせ先	9

本規範の目的

BOSグループの国際的な企業活動に伴い、BOSの行動規範を改訂し、今現在そして将来的にBOSで働くための基本規則および指針を決定しました。本企業行動規範は、主に「グローバルUNコンパクト」(www.unglobalcompact.org)に基づいて作成されており、BOS社員、労働環境、および社外得意先に関わるBOSグループの基本的な社内規範を設定し、それを要約したものです。

本行動規範は、マネージメント層、一社員に関わらず全ての社員の社内規定として適用されるもので、社員それぞれに制約を課すと同時に、各社員に対して社内的にも、また、ビジネスパートナー及び公共を含めた社外的にも、BOSの内外的評価を汚さないよう責任ある行動を促す一助となるものです。

最後に、本行動規範の順守は、IATF 16949及びISO/TS 16949規格の必須事項であり、これは自動車業界に関わる全ての企業に求められる項目になります。

それゆえ、BOSグループの社員にも本行動規範の順守をお願いするとともに、会社での日常業務の指針として役立てられればと考えています。



Stefan Grein

取締役社長

1. 一般要求事項

BOSの会社全体の評価と顧客・社員・世間一般からの信頼度は、BOSの各社員の行動に大きく関わっています。それゆえ、社員それぞれが会社の価値観や目的をしっかりと理解し、各々の責任範囲内で良識ある行動をとることが求められます。

そのために、会社の基準となる規則やガイドラインを作成することが必要となります。本行動規範は、すべてのBOSグループ社員が守るべき最も重要な規則を集めたものです。

BOSは、すべての社員が例外なく、社内ルールに従うことはもちろん、法律を守り、BOSの資産を守るために利益相反行為を回避し、ビジネス上関連のある各国の伝統と価値観を尊重して欲しいと考えています。

また、マネージメントのポジションにいる社員たちには、これらのルールを守り、他の社員に対しても本規範の順守を促すとともに、会社の手本となるような行動をしてもらいたいと考えています。本行動規範に関わる疑問や問い合わせに、最初に答えるのがマネージメント層の社員となります。

社内的にも社外的にも相互尊重の環境を構築しながら、BOSのあらゆる取引を倫理的・合法的に遂行させることがBOSの責務であり、ここにビジネスの長期的成功を収めるカギがあると考えています。

2. BOSでのリーダーシップと相互協力

BOSビジネスの持続的な成功は、価値観に基づく企業風土と、全社員が会社の成功に重要な役割を担うことにかかっています。自分の行動に責任を持ち、国際的に広く認知されている人権を尊重しながら働きましょう。

2.1 個人責任

BOSは全社員が法律を順守し、会社のルールを守りながら働き、マネージメント層の社員が他の社員の手本となるように業務に臨んで欲しいと考えています。マネージメント層の社員には、各ユニットにおいて本行動規範に反する行為がないように気を付けてもらうとともに、各社員には本規範の認知をお願い致します。

2.2 相互尊重

BOSでは、性別、年齢、肌の色、国籍、人種、宗教、社会的背景、身体障害または性的指向を理由に社員を差別しないことに同意します。BOSのビジネスがグローバルに展開しているため、様々な文化や習慣、国籍をもつ社員や取引先があり、相互的に尊重し合い、それぞれの個性を認め合うことで上手く協調できると考えています。

2.3 適正な労働条件

BOSは、各国の労働基準法による労働時間と、それぞれの法的要件を満たす法定最低賃金、適正な労働条件にも順守します。どんな形であっても強制労働や児童就労を認めません。社員のキャリアアップは各人の能力、資格、業績に基づいてきちんと判断されるべきものです。

2. BOSでのリーダーシップと相互協力

2.4 利益相反行為の回避

社員の利益は、会社の利益に沿うものです。それゆえ、個人の利益と会社の利益との間に相反行為（例えば他社企業との活動や共同事業、友人や家族との起業など）を招くような行動は慎んでください。このような起業活動は禁止であり、そのような違反行為を知った場合にはすぐに会社に報告すること。副業については、上司や人事から書面で承認されれば容認する。

2.5 資産の取扱い

BOSの固定資産および無形固定資産は、丁重に扱われるべきものです。これらの資産には、建物、有形資産、車両、備品などのほかに、ノウハウ、特許情報、技術などBOSグループに関わる機密情報も含まれます。会社の施設や備品などの個人的な使用は、事前の特別使用許可が下りた時にのみ許されます。

2.6 情報の取扱い

会社の機密にかかわる情報や技術データ、ノウハウなどの取扱いには細心の注意を払い、正当な業務目的にのみ使用されることが許されます。これらのデータは会社の長期的財産の礎となるものであり、どのような状況下でも、第三者の手に渡らないよう、厳重に管理してください。BOSグループの個人情報や社員情報についても同様です。

2.7 労働安全、健康および職場環境保護

BOSは社員と職場環境の保全に責任をもち、社員それぞれが、自分たちの職場環境を整え、業務の安全を確保し、会社の資産を丁重に取り扱う責任があります。もし普段と違うことがあれば、すぐに上司に報告するようにしてください。

BOSにとって重要なガイドラインは、環境マネジメントシステム規格であるISO 14001、BOSグループの環境ポリシー、労働安全衛生規格です。BOSでは、一般的な国際安全規格よりも厳しい、最高水準の労働安全規格になっています。

3. BOSでの相互協力

BOSは社内での関係構築はもちろんのこと、社外の取引先、顧客、ビジネスパートナーとの信頼関係を築くことを重要視しています。BOSのビジネス力、技術革新力および製品品質以外にも、正直で透明性の高い信頼関係の構築こそが、BOSのビジネスとサービスに繁栄をもたらすものだと考えています。

3.1 仕入先選定基準

BOSは公正で客観的な基準に基づいて仕入先を選定します。ビジネスや調達に関する決定は、複数の関連基準に基づいてなされるもので、あらゆる交渉事項は明確に契約書を取り交わしをした上で決定され、事後の修正事項については適正に書面に残すこととします。BOS社員は、4つの目、すなわち2人が目を通す形で、2段階方式の社内承認を経てから重要な決定を確定しなければなりません。

3.2 公正競争

BOSは公正な競争に関する規則を遵守し、フリーマーケット・フリートレードの考え方を支持し、あらゆる不正な取引を禁じます。「紛争鉱物」の供給プロセスの有無についてはとりわけ注意を払う必要があり、BOSはこれに関してドッド・フランク法(米金融規制改革法)1502条に準じています。

3.3 競争および独占禁止法

BOSが企業活動を行うそれぞれの国において適用される公正な競争および取引に関するすべての法令を各社員が遵守することがBOSの基本方針です。そのため、公正な競争を阻害するような行為や取決めは禁止とし、同様に販売価格や条件、生産能力、市場シェア、利幅、原価、契約内容などの開示なども禁止です。

3. BOSでの相互協力

3.4 贈与および不正利益等の規制

BOSでは、どのような形であっても、買収、贈賄、恐喝、横領などの行為を固く禁じ、公正で責任のある企業活動を行います。また、顧客や調達先と不正行為の発覚した社員については厳しく処分されます。不正をはたらいた先に、利益は生じえないとBOSは考えています。

物品や接待の供与についてはBOSのビジネス判断に影響を与えない範囲では問題視しませんが、金銭の拝受は固く禁じます。

3.5 寄付

各種組織や団体への寄付を行う際は、寄付金の授受者と目的を明確にし、事前に上司へ承諾を求めること。無私無欲の寄付活動が原則となります。

4. BOS行動規範の順守

BOSは全社員が法律を順守し、会社のルールを守りながら業務に徹し、マネジメント社員が各社員に対しBOS行動規範の遵守を働きかけてくれればと考えています。違反行為があった場合、会社全体に悪影響をもたらす可能性があり、内容によっては労働法違反や犯罪と結びつくケースもあります。

4.1 BOS規則違反

会社としては社員の決定を信頼しておりますが、違反行為があった場合には、管轄の上司に報告し、建設的な話し合いの上、解決すること。ただし、違法となる不正行為があった場合には、以下の管轄部課外の部署に報告をすること。

- 上司
- 役員
- 人事、財務管理、若しくは担当部署

通報した社員に対して、BOSは誠意をもって対応し、申告により不利益が生じないよ

う保証し、法的に可能な限り通報者の身元を匿名とします。

4.2 問い合わせ先

社内で相談できない、若しくは、適切に対応してもらえない場合は、本社の人事部が窓口となります

(電話:+49-711-9360-1346、

Email: hinweisgeben@bos.de)。または直接本社役員に相談することも可能です。

本行動規範の違反行為に関する調査は、個人情報保護法のもと、社内調査グループが秘密厳守で行います。

問い合わせ先:

Director Human Resources
International
BOS GmbH & Co. KG
Ernst Heinkel Strasse 2
73760 Ostfildern
Germany

Phone: +49 (0) 711 9360-1346

Email: hinweisgeben@bos.de

www.bos.de

BOS Automotive Japan Co., Ltd.

Nihonbashi-Honcho 1-Chome Bldg. 7F . 1-9-13, Nihonbashi-Honcho, Chuo-ku, . Tokyo 103-0023, Japan
Tel. +81 (0)3 3517 2201 . Fax +81 (0)3 3517 2277 . info@bos.de . www.bos.de